

科学技術・学術審議会 基礎研究振興部会 委員名簿

令和元年5月22日現在

(委員)

栗原和枝 東北大学未来科学技術共同研究センター教授
観山正見 広島大学特任教授

(臨時委員)

天野 浩 名古屋大学未来材料・システム研究所
未来エレクトロニクス集積研究センターセンター長
大島 まり 東京大学生産技術研究所教授
長我部 信行 株式会社日立製作所ライフ事業統括本部企画本部長
兼ヘルスケアビジネユニットチーフエグゼクティブ
川合 眞 紀 大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所所長
黒田 一 幸 早稲田大学理工学術院教授
小谷 元 子 東北大学材料科学高等研究所所長
齊藤 英 治 東京大学大学院工学系研究科物理学専攻教授
城山 英 明 東京大学大学院法学政治学研究科教授
永井 良 三 自治医科大学学長
山本 佳世子 株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集局科学技術部編集委員

(敬称略、五十音順)

科学技術・学術審議会基礎研究振興部会運営規則

令和元年5月22日
科学技術・学術審議会
基礎研究振興部会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会基礎研究振興部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書面による議決)

第2条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を会議を構成する委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、部会長が次の会議において報告をしなければならない。

(委員会及び作業部会)

第3条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。

3 委員会等に主査を置き、当該委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。

4 委員会等の主査は、当該委員会等の事務を掌理する。

5 委員会等の会議は、主査が招集する。

6 委員会等の主査は、委員会等の会議の議長となり、議事を整理する。

7 委員会等の主査に事故があるときは、当該委員会等に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 委員会等の主査は、委員会等における調査の経過及び結果を部会に報告しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、主査が委員会等に諮って定める。

(議事)

第4条 部会は、当該部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員等の出欠等)

第5条 委員等が部会を欠席する場合、代理人を部会に出席させることはできない。

2 部会を欠席する委員等は、部会長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 部会長の選任その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第7条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会基礎研究振興部会の公開の手続について

令和元年5月22日
科学技術・学術審議会
基礎研究振興部会決定

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第5条第7項及び科学技術・学術審議会基礎研究振興部会運営規則第8条に基づき、科学技術・学術審議会基礎研究振興部会の公開の手続について以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。))の場合は、その直近の行政機関の休日でない日(以下「開庁日」という。))とする。)までにインターネット(文部科学省ホームページの報道発表一覧)に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室(文部科学記者会)に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日(前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。)17時までに科学技術・学術審議会基礎研究振興部会の庶務の総括部局(文部科学省研究振興局基礎研究振興課をいう。以下同じ。)に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日までに科学技術・学術審議会基礎研究振興部会の庶務の総括部局に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
 - イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。
- 3 その他
委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。